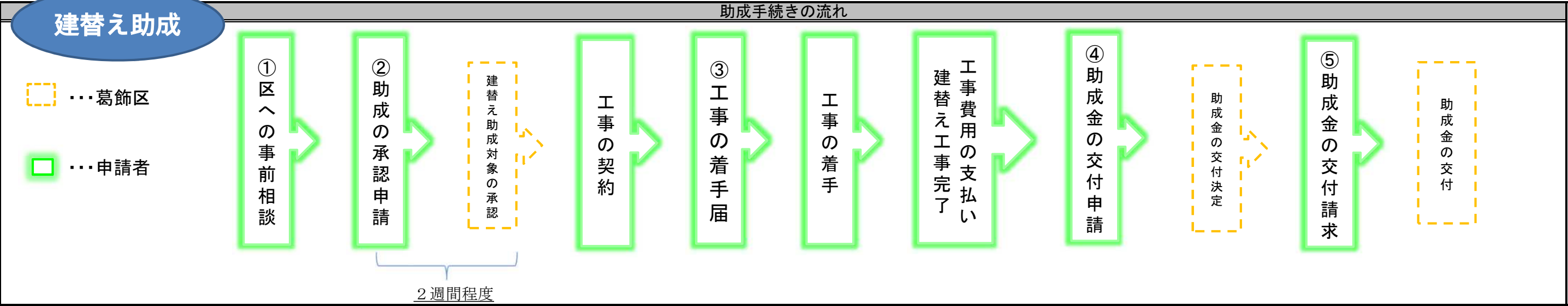


不燃化特区内の老朽木造住宅（軽量鉄骨造を含む）の建替えによる除却、設計等及び建築工事の費用を助成します



①区への事前相談	助成を受けるための要件	
	□除却・設計監理・建築工事の契約前である	
	◎除却する老朽建築物◎	
	□葛飾区の不燃化特区内である	
	□主要構造部が木造または軽量鉄骨造である	
	※2以上の主要構造部がある場合、建築物の延べ床面積の2分の1以上の構造部	
	□耐用年数が2/3を経過したもの	
	【木造：14年8ヵ月以上 木造モルタル：13年4ヵ月以上 軽量鉄骨造：18年以上】	
	□除却する老朽建築物が一戸建て住宅、長屋又は共同住宅である	
	※店舗等の用途を兼ねる場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の3分の1以上	
	◎建替え後の建築物◎	
	□除却する住宅と同じ敷地の全部又は一部に建築物を建てること	
	□耐火建築物又は準耐火建築物である	
	□（建築工事費助成を受ける場合）耐火性能が向上する建替えであること	
	助成を受けられる方	
	□老朽建築物の所有者又は2親等以内の親族である	
	□除却工事及び建替え工事の両方の経費を支払う	
	□販売目的の建築物でないこと	
	助成内容	
	助成額＝1と2の助成額+3の助成額 1と2は合計で最大200万円まで	【計算例】 除却面積60㎡、建替え後の面積が90㎡のとき 1. 除却助成額 ア：60㎡×32,000円/㎡＝1,920,000円 イ：1,600,000円 イが助成対象額となります。
	1. 除却助成額 ア：除却延べ床面積×32,000円/㎡ イ：実際の解体工事費 ア、イのうち低い方の額 注）公有地に面するブロック塀等を有する場合、別途助成金がございます。	2. 建築設計等助成額 ア：90㎡以上95㎡未満・・・1,806,000円 イ：1,200,000円 イが助成対象額となります。 注）共同住宅の場合、算出方法が異なります。 1と2の合計額＝2,800,000円 この場合、200万円が1と2の助成額となります。
	2. 建築設計等助成額 ア：要綱＜別表第1＞の額 イ：実際の設計・監理費 ア、イのうち低い方の額 注）面積は住宅部分に限ります。	3. 建替工事助成額 木造から準耐火に建替える場合 90㎡以上100㎡未満の助成額：634,000円 助成額＝1と2の助成額+3の助成額 2,634,000円が交付される助成額になります。
	3. 建築工事助成額 既存建築物と新築建築物の耐火性能の向上と延床面積に応じた要綱＜別表第3＞の額	

②助成の承認申請	No.	提出書類	注意事項・備考欄
	□1	葛飾区不燃化特区建替助成対象工事承認申請書	印鑑登録されているもので押印
	□2	事業計画書	
	□3	案内図	
	□4	公図の写し	インターネット版は不可
	□5	ア. 既存建築物の建築確認済証 イ. 既存建築物の登記事項証明書 ウ. 固定資産税通知書及び課税明細書 エ. 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類	ア～エの内、いずれか一つの写し インターネット版はイに限り可（照会番号が確認でき、かつ、発行日の翌日から100日以内のものに限る。）
	□6	既存建築物等の配置図、平面図、面積表（除却範囲を記載）	
	□7	新築建築物等の敷地面積、建築面積及び延床面積が分かるもの	
	□8	敷地及び対象建築物の写真	
	□9	経費見積書	除却・設計監理・建築工事費用がそれぞれ分離したもの コピー不可
	□10	印鑑登録証明書	委任状及び同意書がある場合は委任者、同意者のものを含む
	□11	委任状及び2親等以内の親族関係が分かる書類（戸籍全部事項証明書等	※下記に該当する場合必要。共有名義の場合は委任状のみ □既存建築物の所有者と申請者が異なる場合 □既存建築物または建替え建築物が共有名義の場合 印鑑登録されているもので押印
	□12	同意書及び同意者の権利関係がわかる書類（建物登記簿等）	※除却する建築物が長屋の一部の場合必要 印鑑登録されているもので押印

③工事の着手届	No.	提出書類	注意事項・備考欄
	□1	葛飾区不燃化特区建替助成対象工事着手届	
	□2	経費見積書（変更がある場合のみ）	除却・設計監理・建築工事費用がそれぞれ分離したもの
	□3	請負契約書の写し	除却・設計監理・建築で契約が別の場合はそれぞれの契約書の写し
	□4	工程表	
	□5	建設業許可登録証の写し又は解体工事業登録証の写し	
	□6	工事請負者の建設業許可登録証の写し	建設業法施行令第1条の2に定めるものを除く

④助成金の交付申請	No.	提出書類	注意事項・備考欄
	□1	葛飾区不燃化特区建替助成金交付申請書	承認申請書に押印した印鑑
	□2	防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出書、通知書の写し	
	□3	建築確認済証の写し	
	□4	建築確認申請書類の写し （一～五面、案内図、配置図、立面、各階平面）	
	□5	新築建替建築物の完了検査済証の写し	
	□6	新築建築物の登記事項証明書の写し	インターネット版は②-5に定めるものに限り可
	□7	工事中及び工事完成写真	
	□8	請負契約書の写し（変更がある場合のみ）	契約変更があった場合、積算書も含む
	□9	領収書の写し	収入印紙付
	□10	消費税額仕入税額控除確認書	

⑤助成金の交付請求	提出書類		注意事項・備考欄
	□葛飾区不燃化特区建替え助成金請求書		承認申請書に押印した印鑑